

勝山市ソーシャルメディア取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、勝山市(以下「本市」という。)がソーシャルメディアを市民等への情報発信媒体として適切に活用するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市の取組、行事等の情報をソーシャルメディアを利用して発信することで、本市の理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、ソーシャルメディアとは、ソーシャルネットワークサービス、ブログ等のインターネット上のWebサービスを利用して情報を発信する、あるいは利用者が相互に情報を共有することができる情報伝達媒体をいう。

(運営体制)

第4条 ソーシャルメディアの利用に当たっては、担当課で当該ソーシャルメディアの運営者が発行するアカウント(以下「公式アカウント」という。)を取得し、運用を行うものとする。

2 公式アカウントを取得しようとするときは、あらかじめ次の事項を明確にした公式アカウントの運用方針(様式第1号。以下「運用方針」という。)を作成し、速やかに未来創造課に届出を行うこととする。

- (1) 利用するソーシャルメディアの種類
 - (2) アカウント情報(アカウント名、URL、担当所属名)
 - (3) 情報発信を行う目的
 - (4) 情報発信の内容
 - (5) その他
- 3 運用方針が提出された場合は、未来創造課は、本市ホームページに、ソーシャルメディアのサービス名、公式アカウント名、運用方針その他必要な事項を掲載する。
- 4 担当課は、この要領及び運用方針を遵守し、当該公式アカウントを適正に管理運営すること。

(運営主体の明示)

第5条 なりすましによる誤った情報の流布を防ぐために、原則として、公式アカウントの基本データ欄に、本市の公式ホームページのURLを記載する。

(基本原則)

第6条 ソーシャルメディアの利用に当たっては、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 本市職員としての自覚と責任を持った内容とすること。
- (2) 法令及び規定等を遵守すること。
- (3) 正確な情報発信に努めること。

- (4) 個人情報及び行政情報の保護に努めること。
- (5) 他者の基本的人権及び著作権等の保護に努めること。
- (6) ソーシャルメディアの利用規約及び会員規約
(禁止事項)

第7条 ソーシャルメディアの利用に当たっては、次に掲げる情報の発信は禁止する。

- (1) 他者を侮辱する又は不敬な言い方を含む情報
- (2) 人種、思想、信条等により差別する、又は差別を助長させる情報
- (3) 公序良俗に反する情報
- (4) 守秘義務に反する情報
- (5) 本市及び他者の権利を侵害する情報
- (6) 本市の公式見解と異なる個人的な意見に基づく情報
- (7) 政治的行為に関する情報
- (8) 著作権を侵害するおそれのある情報
- (9) 個人を特定できるおそれのある情報

(コメントへの対応)

第8条 ソーシャルメディアへの質問やコメントに対して、原則として市からの返答はしないものとする。ただし、本市及び市政に関心をもつ人(以下「勝山ファン」という。)を増やすという視点から、特に必要と判断されるものについては、この限りでない。

2 ソーシャルメディアでは、原則として市へのご意見・ご質問は取り扱わない。本市に対する意見・質問は、本市ホームページ「お問い合わせ」から受け付けるものとする。

(免責事項)

第9条 ソーシャルメディアの掲載情報の正確性については万全を期するが、本市は、利用者がソーシャルメディアの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。

- 2 本市は、ユーザーにより投稿された再投稿やコメント等について一切責任を負わない。
- 3 本市は、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- 4 コメント等の投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは本市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、本市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとみなす。

(利用者による書き込みの削除等)

第10条 次に該当する場合は、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの

- (4) 著作権、商標権、肖像権その他勝山市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 本市の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 本市の発信する内容に関係ないもの
- (15) その他本市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(著作権)

第11条 ソーシャルメディアの内容について、私的利用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、本市に無断で複製・転載等を行うことはできない。引用等を行う際は、適宜出所を明示する。

(取扱い要領・運用方針の周知・変更等)

第12条 本要領及び運用方針の内容は、本市のホームページに掲載する。また、本要領及び運用方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

(その他)

第13条 この要領のほか、ソーシャルメディアの運用に関し、必要な事項は未来創造課が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。